

### 第3節 大気環境の保全

#### 第1 排出の抑制

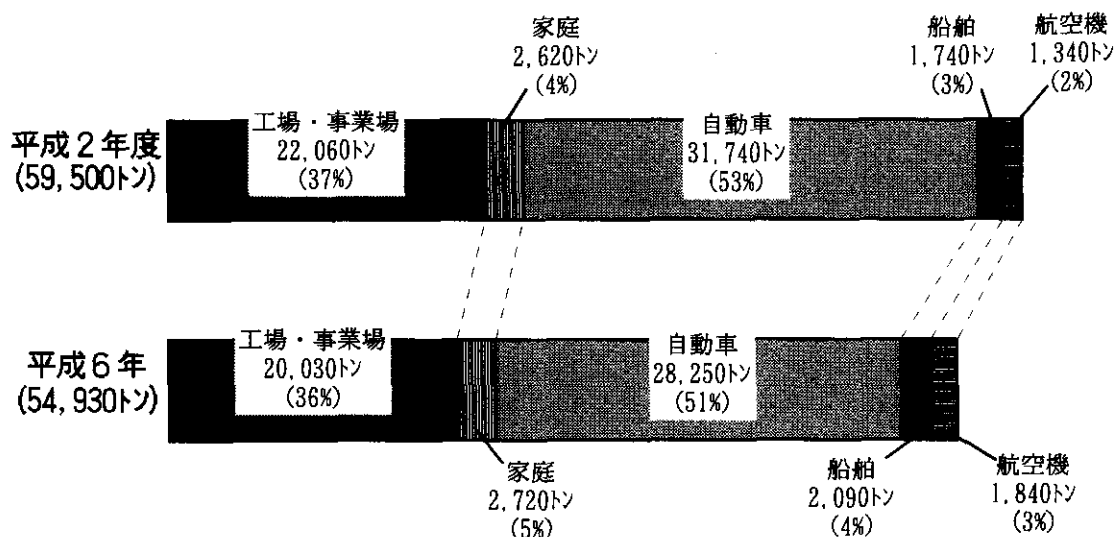
##### ①窒素酸化物対策

##### ■工場・事業場の規制・指導

窒素酸化物の排出量を抑制するため、工場・事業場に対して、「大気汚染防止法」（以下、「大防法」という。）や「固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱」等に基づく届出の審査や立入検査等を行い、窒素酸化物排出基準や総量規制基準の遵守徹底及び排出量の削減指導等を行った。なお、平成6年において府域の固定発生源から排出される窒素酸化物量の算定を行ったところ22,750トン（移動発生源とあわせて54,930トン）であった（2-19図）。大規模な工場・事業場については大気汚染発生源常時監視システムにより窒素酸化物の排出量等の監視を行った。

また、電気事業法の改正により増加が見込まれる固定型内燃機関等に対応するため、窒素酸化物対策技術の開発実態等を調査し、「固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減指導要綱」の改正を行った（2-20表）。

2-19図 発生源別窒素酸化物排出割合（大阪府域）



※：平成6年度データについては平成7年1月の阪神・淡路大震災の影響を除外するため、平成6年1月から同12月までの暦年集計とした。

2-20表 固定発生源に係る窒素酸化物対策

発生源規模	対策	
大規模発生源	総量規制基準等の遵守徹底	窒素酸化物削減指導
	発生源常時監視システムの運用等	燃料良質化の指導
中小発生源	省エネルギー対策の推進等	固定型内燃機関に係る削減指導
群小発生源	地域冷暖房システムの導入促進等	低NO <sub>x</sub> 機器の普及促進等

#### ■地域冷暖房システムの導入促進

業務用建築物が集中し又は集中する見込みがある地域における窒素酸化物の排出量を抑制するため、「地域冷暖房システムの導入に関する指導要綱」に基づき地域冷暖房システムの適正な導入について指導した。

#### ②光化学オキシダント対策

##### ■炭化水素類排出抑制対策の推進

光化学スモッグ発生の原因物質のひとつである炭化水素類の排出を抑制するため、工場・事業場に対して、生活環境保全条例に基づく届出の審査や立入検査等により規制基準の遵守指導を行った。

また、「大阪府炭化水素類排出抑制対策推進要綱」に基づき、「塗装仕様決定者を対象とする講習会」を開催し、塗料の低溶剤化の意義等の啓発を行った。

##### ■光化学スモッグ緊急時措置

光化学スモッグ注意報等の発令時（緊急時等）における窒素酸化物の排出量を削減するため、「オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施要領」に基づき、緊急時対象工場（191工場）に対し、窒素酸化物排出量等の削減の要請を行うとともに、自動車の使用者に対して自動車の運行の自粛要請を行った。緊急時対象工場については、緊急時等に実施した削減措置に関する報告書の提出を受け、大気汚染発生源監視システム及び立入検査とあわせて発令時の削減措置の実施状況を確認した。

なお、平成8年度の発令回数は予報15回、注意報10回であった。

#### ③浮遊粒子状物質対策

##### ■浮遊粒子状物質総合対策の検討

浮遊粒子状物質（SPM）に関する総合的な対策を検討するための基礎資料を得るため、ばい煙発生施設から排出される凝縮性ダストの排出実態調査等を行った。

##### ■工場・事業場の規制・指導

浮遊粒子状物質濃度に関連するばいじんや粉じん及び二次生成粒子の原因物質と考えられているガス状の大気汚染物質の排出を抑制するため、工場・事業場に対して、大防法、生活環境保全条例、要綱等に基づく届出の審査や立入検査により、規制基準の遵守徹底や排出量の削減指導等を行った。

#### ④硫黄酸化物対策

##### ■工場・事業場の規制・指導

硫黄酸化物の排出量を抑制するため、工場・事業場に対し、大防法に基づく届出の審査や立入検査等により、排出基準及び総量規制基準の遵守徹底及び使用燃料の低硫黄化の指導等を行うとともに、燃料検体を採取し、燃料中硫黄分の確認を行った。

#### ⑤エネルギー面の対策

##### ■クリーンエネルギー化の促進

窒素酸化物や硫黄酸化物の排出規制・指導等にあわせて、大気環境の改善効果が期待できる燃料の良質化（都市ガス、灯油等への転換）について指導・啓発を行った。

#### ■省エネルギー化の促進

窒素酸化物や硫黄酸化物の排出規制・指導等にあわせて、大気汚染物質の排出抑制につながる省エネルギーについて指導・啓発を行った。

省エネルギー対策等に関し、事業者が行う特定事業活動の事業計画に対し承認を行っているが、平成8年度は実績はなかった。

省資源・省エネルギー型のライフスタイルの提案や府民に省資源・省エネルギーを呼びかけるため、「美しい暮らし展」の開催や啓発リーフレットの作成を行った。

#### ■エネルギーの有効活用の促進

「地域冷暖房システムの導入に関する指導要綱」に基づき、未利用エネルギーの有効活用も含め、地域冷暖房システムの適正な導入について指導した。

#### ■廃熱利用と未利用エネルギーの活用

地域特性に応じた廃熱の有効活用システムの導入促進策について検討を行うとともに、生活環境保全条例に基づき、「大阪府廃熱の有効利用及び未利用エネルギーの活用の促進に関する指針」を平成9年2月に策定し、関係業界等を通じ普及啓発を行った。

### ⑥有害化学物質対策

#### ■工場・事業場の規制・指導

有害物質による大気汚染の未然防止を図るため、工場・事業場に対して、大防法、生活環境保全条例に基づく届出の審査や立入検査等により、規制基準の遵守徹底及び排出量の削減指導を行った。

また、未規制有害化学物質の実態把握や測定手法の検討を行った。

#### ■化学物質適正管理の推進

事業者の自主的な適正管理による有害化学物質の排出抑制を推進するため、「大阪府化学物質適正管理指針」に基づき、立入検査時等において、指導・啓発を行った。

### ⑦悪臭対策

#### ■悪臭物質の排出抑制

悪臭に関する規制事務は、市町村長に委任されていることから、府はその円滑かつ適正な施行を図るため、市町村に対して助言及び技術指導等を行った。

#### ■屋外燃焼行為の規制

ゴム、皮革、ピッチ、合成樹脂などの燃焼に伴って著しくばい煙等を発生させる物質を屋外において多量に燃焼させる屋外燃焼行為については生活環境保全条例で規制している。平成8年度には苦情件数が427件あり、市町村と協力し、その指導・解決にあたった。

## ⑧普及啓発活動の推進

### ■大気環境啓発事業の推進

府民の大気環境及び地球環境への理解と認識を深め、その自主的な活動を促進するため、17市に対して環境教育資材の提供を行うとともに、参加者に対しては参加実績に基づいて「おおぞら博士」に認定するなど、市町村が実施する環境教育事業を支援した。

また、大阪府で開催された「第37回大気環境学会」に賛助した。

### ■季節大気汚染対策の推進

窒素酸化物による大気汚染防止のため、二酸化窒素濃度が高くなる冬季を中心に、事業者及び府民に対し、ボイラー等の燃焼管理の徹底、良質燃料の使用、暖房温度の適正化、業務用自動車の使用合理化、マイカー使用の自粛等に関する指導及び啓発を行った。また、大気汚染防止推進月間である12月には、啓発ビデオの放映等の広報活動を実施するなどにより上記の指導・啓発の強化を図った。

## 第2 環境監視

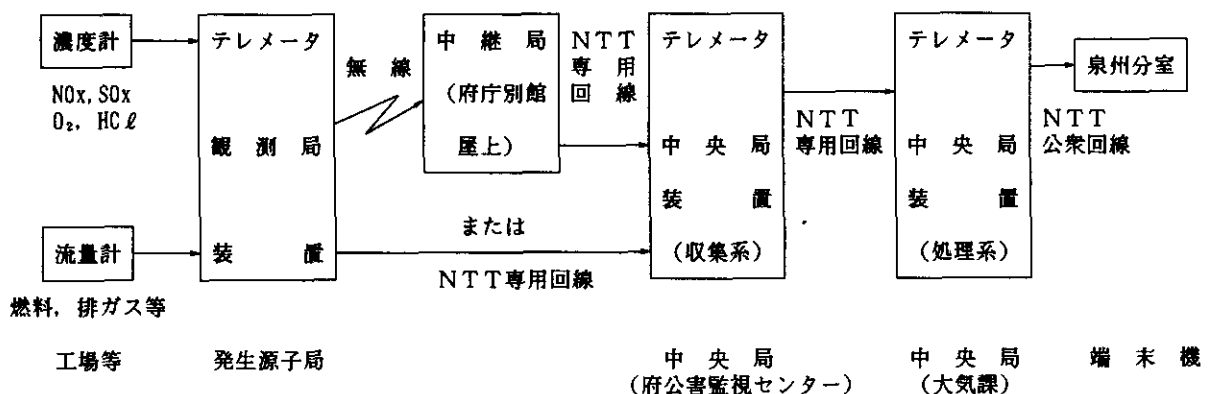
### ①発生源監視

#### ■発生源テレメータシステムの整備

窒素酸化物に係る総量規制基準等の遵守徹底を図るため、大気汚染発生源常時監視システム（36工場・事業場に設置）により、府内の大規模発生源からの窒素酸化物排出量の約80%を把握するとともに、平成8年度は、頻発している電波障害に対応するためデータ収集系の有線化工事を行った。

また、堺市が中核市に指定されたことに伴い、移管された同システムの整備事業に対して補助を行った（2-21図）。

2-21図 大気汚染発生源常時監視システムの概要



#### ■発生源測定、立入検査等

大気汚染物質の排出を抑制するため、工場・事業場に対し、大防法、生活環境保全条例に基づく立入検査及び発生源測定を行い、各種規制基準の遵守状況の監視及び大気汚染対策の進行状況の確認などを行った。平成8年度の大防法に基づく届出件数は600件、生活環境保全条例に基づく届出件数は672件、立入件数は延べ1,296工場・事業場、採取検体数は179件であった。

関西電力(株)の発電所については、公害等防止協定に基づき、平成8年度の公害等の防止計画書の提

出を受け、毎月、各発電所ごとの窒素酸化物や硫黄酸化物排出量及びばいじんの排出濃度等の報告を受けるとともに、これらの結果については大気汚染発生源常時監視システム及び立入検査等によって確認し協定値の遵守状況の確認を行った。

#### ■各種実態調査

工場・事業場からの窒素酸化物や硫黄酸化物等の排出実態を継続的に把握するため、燃料原料使用状況調査及び窒素酸化物排出状況調査を実施した。

### ②環境監視

#### ■大気汚染常時監視

府域の大気汚染状況を常時監視により把握し、環境基準の適合状況の把握や環境保全対策の基礎資料となる各種解析等を行った。また、平成7年度から引き続いて光化学スモッグ対策に係る警報受信装置20台を更新した。

さらに、関西国際空港周辺地域の大気質の状況を把握するため、泉州地域の常時監視データの解析を実施した。

#### ■光化学スモッグ緊急時措置

光化学スモッグによる被害の発生を未然に防止するため、光化学オキシダントが高濃度になり緊急時等に該当した地域について、「オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施要領」に基づき、光化学スモッグ注意報等の発令を行うとともに、通報装置等により当該発令内容を報道機関や市町村等を通じて府民や関係機関に迅速に周知した。平成8年度には予報15回、注意報10回の発令があったが、光化学スモッグによると思われる被害の訴えはなかった。

#### ■定期的環境モニタリング

府内における浮遊粉じんによる経年的な大気汚染状況を把握するため、府内13か所においてハイボリューム・エア・サンプラー等を設置し、浮遊粉じんを採取し、その総量及び金属成分に関する調査を実施した。

また、一般大気中のアスベスト濃度を把握するため、豊中市、四條畷市において調査を実施した。

#### ■その他の環境モニタリング

大気中における重金属及び未規制有害物質等の実態調査を行った。